

令和6年7月22日

## 野木町農業委員会第13回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第13回総会 会議録

1. 開催日時 令和6年7月22日（月）午後3時招集

2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室

3. 出席委員 8名

会 長 9番 黒 須 市 郎

会長職務代理者 8番 柿 沼 誠

委 員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一

3番 渡 邊 初 枝 5番 加 藤 知 子

6番 須 見 和 男 7番 古 澤 清一郎

欠席委員 4番 小 林 剛

4. 事務局職員 大日方事務局長・水井係長・猪瀬主査

5. 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について

報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理報告について

報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

6. その他

## 「 議 事 」

事 務 局            開会を宣言（午後 3 時）

議      長            あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。

議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号 1 番 鈴木 誠 委員、2 番 酒井 吉一  
委員を指名した。書記には、猪瀬主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申  
請について事務局の説明を求めた

事 務 局            議案第 1 号 受付番号 3 について説明。

受付番号 1 9

南赤塚            3 0 筆      計 4 6 , 7 6 2 . 6 4 m<sup>2</sup>    登記簿    畑・田及び  
山林

現    況    田

譲渡人            A 氏

譲受人            B 氏

権利の移転    使用貸借権

事由の概要    経営移譲のため

議      長            南赤塚地区担当調査委員の報告を求めた。

1 番委員            受付番号 1 9 について、7 月 1 0 日（水）午前 9 時より、7 番委員とと  
もに譲渡人 A 氏 6 9 歳立会いのもと現地調査を行った。譲渡人 A 氏は前農  
業委員職務代理を務めた方で矢畑自治会在住です。譲受人 B 氏 4 3 歳は、  
譲渡人 A 氏の長男で県農大卒業後、就農し、現在も譲渡人 A 氏と共に敷地  
内に家を建て、トマト栽培中心の専業農家を行っている。昨年、経営移譲  
したため、この度の使用貸借による 3 条申請となる。申請地においては、  
これまで親子でともに作付けしている場所で、すべて農地として管理され  
ている。その中には、ハウス施設が 4 棟含まれている。以上、許可するこ  
とに何ら問題はないと思われる。よろしくご審議お願いします。

議      長            質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

2 番委員            調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われる。ご審議お願いいたします。

議     長            他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
                      質疑がないため、議案第 1 号 受付番号 1 9 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
                      次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事 務 局            議案第 2 号 受付番号 2 1 について説明。  
                      受付番号 2 1

|       |      |                      |         |   |
|-------|------|----------------------|---------|---|
| 野 渡   | 1 筆  | 2 7 5 m <sup>2</sup> | 登記簿及び現況 | 畑 |
| 譲渡人   | C 氏  |                      |         |   |
| 譲受人   | D 氏  |                      |         |   |
| 権利の設定 | 使用貸借 |                      |         |   |
| 事由の概要 | 住宅敷地 |                      |         |   |

議     長            野木地区担当調査員の報告を求めた。

3 番委員            受付番号 2 1 について、7 月 1 2 日 (金) 午後 2 時より、2 番委員、地元担当 4 番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。本申請は野渡狐塚 1 在住の譲渡人 C 氏が所有する農地に C 氏の子である譲受人 D 氏 4 5 歳が使用貸借権を設定し住宅敷地とするための申請です。資料の公図を見てください。譲渡人 C 氏の自宅東側が申請地となります。申請地の東側は町道、西側、南側、北側は宅地です。譲受人 D 氏は現在栃木市内のアパートに住んでいる。子供の成長に伴い、手狭になっていることから自己の住宅が必要となった。土地の選定理由は、譲受人 D 氏の母である譲渡人 C 氏所有の土地が実家の敷地に隣接する土地であり、今後、実家の両親と連携して生活していくことができるものと判断し、住宅建築とした。茨城県古河市の市街地に隣接し、環境も良好であり、前面道路に下水道が整備されインフラ面も良好です。雨水は敷地内浸透処理をする。周辺が住宅地のため何ら問題はないと思われる。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議     長            質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理で事務局からの説明意見を求めた。

事務局 本日欠席の地元委員である4番委員より本件について、7月20に報告を受けているので代理で報告をする。本件について、調査担当委員より報告のあったとおり、地元委員として特に何ら問題はないと思われる。以上です。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 受付番号21について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、同じく議案第2号 受付番号22について事務局の説明を求めた

事務局 議案第2号 受付番号22について説明。

受付番号22

野 木 1 筆 2, 186 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況 畑

譲渡人 E 氏

譲受人 (株)F

権利の設定 地上権

事由の概要 太陽光発電システム

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

5番委員 受付番号22について調査報告をします。譲渡人は埼玉県久喜市在住のE氏64歳、会社員、譲受人は大阪府大阪市にある(株)Fです。7月16日(火)6番委員、地元担当4番委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。資料公図を見てください。申請地は古河市マーケットシティー古河に隣接した土地です。申請地は草が生えているが、すぐ工事ができる状態でした。現在まで、譲渡人E氏がトラクターや草刈りを行って管理していた。譲受人(株)Fが測量をしており、境界の杭もすべて確認できた。資料の平面図を見ると、太陽光の周辺を土羽を設置し土が流れ出ないように、しっかり固める施行をするとのこと。同じく資料平面図に設計・施工欄に(株)jの記載があるが、こちらの会社はホームページによると遊休地や耕作放棄地を積極的に探し、太陽光発電の施設を建て電力を小売りする会社で、全国の主要都市に支店があり、近くでは宇都宮市やさいたま市に支店がある。この管理作業は近くの支店が巡回し、草刈りに関しては年3回の取り決め月と他に必要を判断し外注するとのこと。譲受人(株)Fは設計・施工(株)jの子会社にあたり、土地売買事業と太陽光発電事業を行っている。申請地で(株)Fが発電を担い、(株)jが電

力を買取り小売りする関係です。近隣住民の方には丁寧に説明されるということです。以上、調査の結果、許可にあたっては何ら問題ないと思われるので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。

1 番委員 権利設定の地上権の説明を求めた。

5 番委員 地上権とは賃借権と同じように地代は支払うが、賃借権より権利が強く、土地の所有者は変わらず、土地所有者承諾なしに第3者に地上権を譲渡することや貸すこと、抵当権の設定を行うこと、建物の修理をすることができ、登記簿に記載されることです。基本的に建てられている建物の上に鉄道や橋を建設する場合や地下に地下鉄を通す場合などに使われ、その土地を自由に使える権利です。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理で事務局からの説明意見を求めた。

事 務 局 本日欠席の地元委員である4番委員より本件について、7月20に報告を受けているので代理で報告をする。本件について、調査担当委員より報告のあったとおり、地元委員として特に何ら問題はないと思われる。以上です。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 受付番号22について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、同じく議案第2号 受付番号24について事務局の説明を求めた

事 務 局 議案第2号 受付番号24について説明。

受付番号24

友 沼 5 筆 計9,274.11㎡ 登記簿 畑及び山林  
現 況 畑

譲渡人 G氏、H氏、I氏、J氏

譲受人 (株)K

権利の設定 所有権

事由の概要 太陽光発電システム

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

8 番委員 受付番号 24 について調査内容を説明する。7 月 12 日、7 番委員、地元担当 3 番委員とともに、譲受人（株）K の M 氏と代理人立会いのもと現地調査を行った。今回は譲渡人が 4 名いる。松原 2 自治会在住の G 氏 70 歳、同じく松原 2 自治会在住の H 氏 74 歳、茨城県古河市在住の I 氏 75 歳、野木 5 自治会在住の J 氏 72 歳の方が後継者不足により農業規模縮小の為、所有の農地に太陽光発電システムの用地として譲受人（株）K が所有権を取得するものです。資料の案内図を見ると申請地は杏林製菓（株）わたらせ創菓センター東側、農地の広がりがない第 2 種農地です。周囲はほぼ住宅地、西側と北側の一部に農地がある。申請地の周囲には杭が打ってあることを確認した。譲受人（株）K の M 氏と代理人によると、周囲の住宅地や農地に悪影響を与えないよう土盛りはほとんどしない。メンテナンス関係会社が草取り等をまめに実施する。最近、銅線の盗難が多発しているため、太い線はアルミ材の銅線を使用する予定。地域の方の要望には丁寧に答えていきたいとのこと。対策も十分であり、開発許可手続きも行っており、許可に何ら問題はないと思われる。以上、調査の結果を報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

3 番委員 調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われます。また、この申請地の道路東側が住宅街になったのですが、今まで栗の木がたくさん植わっており、栗の枝を燃やしていると通報されたり、栗の葉が飛んでくるなどのクレームがあった場所で、農業を続けていくのに難しい場所でした。太陽光になるのは仕方がない場所なのかなと思われる。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）  
質疑がないため、議案第 2 号 受付番 24 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第 3 号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 3 号 受付番号 20 について説明  
野 渡 4 筆 計 572 m<sup>2</sup> 登記簿 畑・現況 宅地

願出人 M 氏

事由の概要 昭和36年頃から住宅敷地4月1日以前より宅地として利用している。また、近隣住民から昭和45年以前より住宅として利用されている旨の証明も添付している。

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 受付番号20について調査報告をします。7月12日、3番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに調査を行った。資料、現況土地利用図を見ると南側に道路があり道路の西側は茨城県古河市になります。当時、居住の方は生活圏を古河市にしたいということで、古河市の地番で居住地を構え生活をしていた。その後、宅地の増築を重ね野木町に入ってきた。今後、長男が戻って生活するにあたり、非農地証明願の申請に至った。申請地西側には娘さんが家を建てて住んでいる。申請地内を長年、物置・庭など全て住宅敷地として使用していたと思われる。よって、申請にあたり何ら問題ないことを確認した。以上、調査内容を報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理で事務局からの説明意見を求めた。

事務局 本日欠席の地元委員である4番委員より本件について、7月20に報告を受けているので代理で報告をする。本件について、調査担当委員より報告のあったとおり、地元委員として特に何ら問題はないと思われる。以上です。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第3号 受付番号20について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号について説明

整理番号6-67

更新野渡 5筆 計2,992.33㎡ 現況 畑

設定をする者 N氏

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 設定を受ける者 | ○（株）                 |
| 利用権の種類  | 賃借権                  |
| 期 間     | 令和6年8月1日から令和11年7月31日 |
| 借 賃     | 全面積で30,000円          |
| 借賃の支払期限 | 毎年12月20日までに支払い       |

整理番号6-68

|         |                      |         |      |
|---------|----------------------|---------|------|
| 更 新 野 木 | 2 筆                  | 計1,686㎡ | 現況 畑 |
| 設定をする者  | P 氏                  |         |      |
| 設定を受ける者 | ○（株）                 |         |      |
| 利用権の種類  | 賃借権                  |         |      |
| 期 間     | 令和6年8月1日から令和21年7月31日 |         |      |
| 借 賃     | 全面積で30,000円          |         |      |
| 借賃の支払期限 | 毎年12月20日までに支払い       |         |      |

整理番号6-69

|         |                      |         |      |
|---------|----------------------|---------|------|
| 新 規 佐川野 | 4 筆                  | 計5,047㎡ | 現況 畑 |
| 設定をする者  | Q 氏                  |         |      |
| 設定を受ける者 | R 氏                  |         |      |
| 利用権の種類  | 賃借権                  |         |      |
| 期 間     | 令和6年8月1日から令和16年7月31日 |         |      |
| 借 賃     | 10aあたり5,000円         |         |      |
| 借賃の支払期限 | 毎年12月末日までに支払い        |         |      |

整理番号6-70

|         |                       |          |      |
|---------|-----------------------|----------|------|
| 新 規 野 木 | 4 筆                   | 計13,210㎡ | 現況 田 |
| 設定をする者  | S 氏                   |          |      |
| 設定を受ける者 | 公共財団法人T               |          |      |
| 利用権の種類  | 賃借権                   |          |      |
| 期 間     | 令和6年8月1日から令和11年12月31日 |          |      |
| 借 賃     | 全面積で129,000円          |          |      |
| 借賃の支払期限 | 毎年12月末日までに支払い         |          |      |

整理番号6-71

|         |         |          |      |
|---------|---------|----------|------|
| 新 規 野 木 | 4 筆     | 計13,210㎡ | 現況 田 |
| 設定をする者  | 公共財団法人T |          |      |
| 設定を受ける者 | U 氏     |          |      |

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 利用権の種類  | 賃借権                   |
| 期 間     | 令和6年8月1日から令和11年12月31日 |
| 借 賃     | 全面積で129,000円          |
| 借賃の支払期限 | 毎年12月15日までに支払い        |

議 長 質疑がないか諮った。（質疑なし）  
 質疑がないため、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）  
 全員賛成と認め承認することを告げた。  
 次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事 務 局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。  
 受付番号58  
 野 渡 5 筆 計1,277㎡ 登記簿 畑  
 現 況 畑及び宅地  
 権利を取得した者 M 氏  
 取得日 令和6年5月29日  
 取得した権利 相続による所有権

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。  
 受付番号17  
 友 沼 1 筆 248㎡ 登記簿及び現況 畑  
 譲渡人 V 氏（持分1／3） W 氏（持分1／3）  
 X 氏（持分1／3）  
 譲受人 Y 氏  
 事由の概要 住宅敷地  
 移転の内容 所有権移転

受付番号18  
 友 沼 1 筆 248㎡ 登記簿及び現況 畑

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 譲渡人   | V 氏（持分 1／3） W 氏（持分 1／3）<br>X 氏（持分 1／3） |
| 譲受人   | Z 氏                                    |
| 事由の概要 | 住宅敷地                                   |
| 移転の内容 | 所有権移転                                  |

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
次に、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理報告  
について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理報告につい  
て説明。

受付番号 6 1

|       |                  |                         |         |   |
|-------|------------------|-------------------------|---------|---|
| 若 林   | 1 筆              | 3, 3 0 6 m <sup>2</sup> | 登記簿及び現況 | 畑 |
| 賃貸人   | a 氏              |                         |         |   |
| 賃借人   | b 氏              |                         |         |   |
| 解約理由  | 賃借人の都合による        |                         |         |   |
| 合意解約日 | 令和 6 年 6 月 1 4 日 |                         |         |   |

受付番号 7 1

|       |                  |                           |     |      |
|-------|------------------|---------------------------|-----|------|
| 南赤塚   | 2 筆              | 計 1, 4 4 0 m <sup>2</sup> | 登記簿 | 畑    |
|       |                  |                           | 現 況 | 畑及び田 |
| 賃貸人   | A 氏              |                           |     |      |
| 賃借人   | c 氏              |                           |     |      |
| 解約理由  | 賃借人の都合による        |                           |     |      |
| 合意解約日 | 令和 6 年 6 月 1 4 日 |                           |     |      |

受付番号 7 2

|       |                  |                      |         |   |
|-------|------------------|----------------------|---------|---|
| 南赤塚   | 1 筆              | 5 9 5 m <sup>2</sup> | 登記簿及び現況 | 畑 |
| 賃貸人   | A 氏              |                      |         |   |
| 賃借人   | b 氏              |                      |         |   |
| 解約理由  | 賃貸人の都合による        |                      |         |   |
| 合意解約日 | 令和 6 年 6 月 1 4 日 |                      |         |   |

受付番号 7 3

|     |     |                      |     |        |
|-----|-----|----------------------|-----|--------|
| 南赤塚 | 1 筆 | 6 6 7 m <sup>2</sup> | 登記簿 | 畑・現況 田 |
|-----|-----|----------------------|-----|--------|

|       |           |
|-------|-----------|
| 賃貸人   | a 氏       |
| 賃借人   | e 氏       |
| 解約理由  | 賃貸人の都合による |
| 合意解約日 | 令和6年6月14日 |

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
次に、報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第4 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号23

|           |       |
|-----------|-------|
| 届出者       | f 氏   |
| 変更前の経営責任者 | g 氏   |
| 変更後の経営責任者 | f 氏   |
| 変更の理由     | 高齢のため |

受付番号25

|           |       |
|-----------|-------|
| 届出者       | h 氏   |
| 変更前の経営責任者 | i 氏   |
| 変更後の経営責任者 | h 氏   |
| 変更の理由     | 高齢のため |

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第4号、報告第1号から第4号すべての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局 ① 「お米の食味測定をしませんか」（産業振興課）  
② 令和6年度農地パトロールの日程について  
③ 令和6年度農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会  
（開催日：令和6年8月30日 午後1時30分～午後4時）  
④ 農地法第3条不許可について不服申し立て及び審査請求提出について

議 長 他にあるか伺った。

8 番委員 今後、太陽光発電関係の農地転用申請が増えてくると思われる。町の対応について確認したい。（条例・規則など）

事 務 局        町の方針について、次回の総会にお知らせする。

議     長        他にあるか諮った。（別になしの声あり）  
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

（午後 3 時 5 5 分）

この会議録は、猪瀬主査が作成したもので、その内容が正確であることを認め、ここに署名捺印する。

令和6年7月23日

農業委員長 黒 須 市 郎

1 番委員 鈴 木 誠

2 番委員 酒 井 吉 一